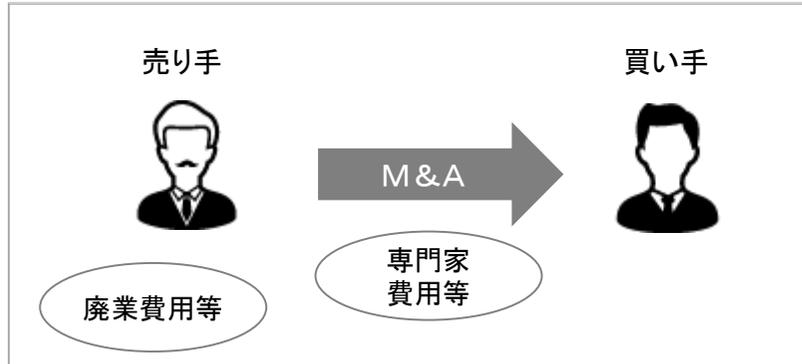


制度概要

制度趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響が懸念される中小企業者に対して、事業再編・事業統合等に係る費用の一部を補助することで、経営資源引継ぎの促進・実現を支援し、我が国経済の活性化を図ることを目的とする。



【促進タイプ】 経営資源の引継ぎを促すための支援

- 補助事業期間に経営資源を譲り渡す者(被承継者)と経営資源を譲り受ける者(承継者)の間で事業再編・事業統合等が着手される予定であること

【実現タイプ】 経営資源の引継ぎを実現させるための支援

- 補助事業期間に被承継者と承継者の間で事業再編・事業統合等が着手され、かつ行われる予定であること
- 経営資源の引継ぎを実現させるための支援で交付申請する場合は、原則、交付申請時点において引継ぎの形態が決まっていること

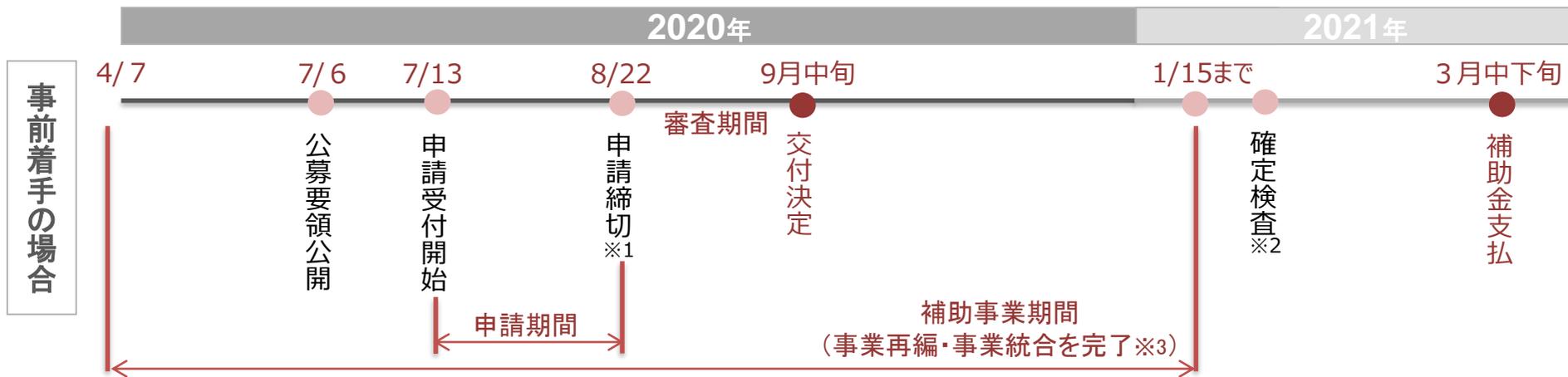
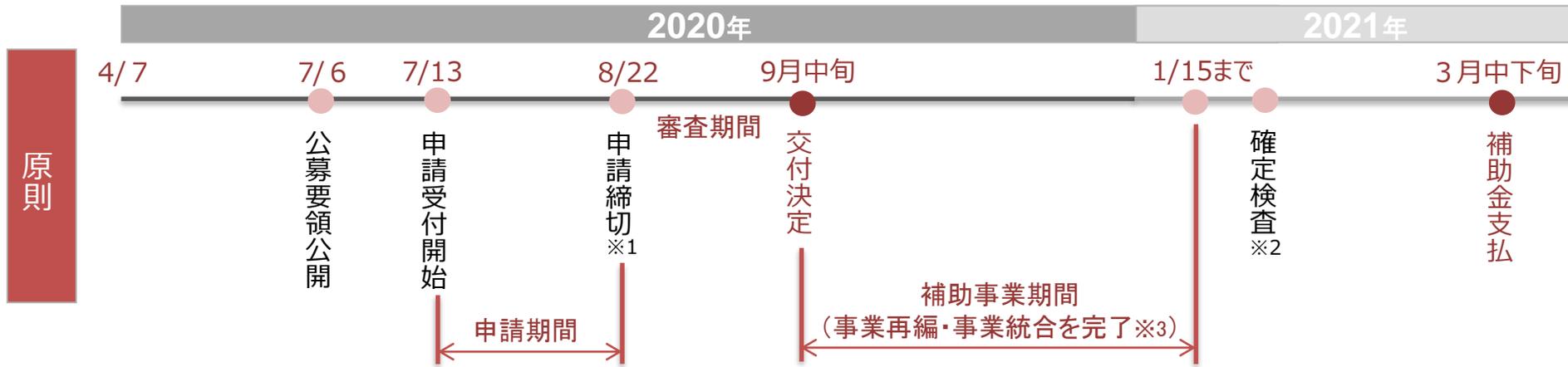
類型	条件	補助率	補助上限額
買い手支援型 (I型)	【条件①】 事業再編・事業統合等に伴う引継ぎの後に、シナジーを生かした経営革新等を行うことが見込まれること	補助対象 経費の 2/3	促進タイプ 100万円
	【条件②】 事業再編・事業統合等に伴う引継ぎの後に、地域雇用をはじめ、地域経済全体を牽引する事業を行うことが見込まれること		実現タイプ 200万円 ※期間内に完了しない場合は100万円
売り手支援型 (II型)	【条件①】 地域雇用をはじめ、地域経済全体を牽引する事業を行っており、事業再編・事業統合等により、これらが第三者により継続されることが見込まれること		促進タイプ 100万円
			実現タイプ 650万円 ※廃業費用を活用しない場合は200万円 ※期間内に完了しない場合は100万円

出所:「経営資源引継ぎ補助金公募要領」よりYCG作成

本資料は、現在弊社が入手し得る資料及び情報に基づいて作成したものです。弊社は、その資料及び情報に関する信憑性、正確さを独自に確認していません。本資料において一定の仮定を用いた試算を行っている場合、その試算結果は仮定に基づいた概算であるため、別途詳細な検討が必要です。本資料は貴社内での参考資料としてのご利用を目的として作成したものであり、他の目的で利用されること、本資料の貴社外でのご利用もしくは第三者への開示がなされることのないようお願い申し上げます。

© YAMADA Consulting Group Co., Ltd. 情報管理区分:SC-B

申請・交付スケジュール



原則で、交付決定日より前に発生した経費は原則補助対象とならないが、特例で、売り手支援型(Ⅱ型)で『事前着手届出書』を提出した場合の補助事業期間は、2020年4月7日(火)以降の着手日から最長で2021年1月15日(金)となる。

※1 公募期間 ・オンライン申請の場合、2020年7月13日(月)～2020年8月22日(土)19:00 ・郵送申請の場合、2020年7月13日(月)～2020年8月21日(金)消印有効。

※2 確定検査は、実績報告書を検査することを指す。実績報告期間は、交付決定日から1月31日まで。(事務局に電話で確認済み)

※3 完了は、M&Aの最後のクロージングが完了したことを指す。

補助金活用シーン

状況	補助対象	要件 (アドバイザー費用の場合)	支援対象経費	実績報告期間内に提出すべき書類	補助上限額	
ケース1 売り手A社	これから第三者への譲渡を進めようと考えている	経営資源引継ぎを促すための支援 (II型促進タイプ)	FA・仲介契約を9月中旬(交付後)～1月15日の間に締結する	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料	企業概要書等 ※実現するまで5年間の報告義務あり	100万円
ケース2 売り手B社	既に相手・引継ぎ形態がある程度決まっております、手続きを進めている	経営資源引継ぎを実現させるための支援 (II型実現タイプ)	・FA・仲介契約は4月7日以降に締結(事前着手届出が必要) ・交付後～1月15日までに譲渡実行	同上	株式譲渡契約書等	200万円 ※1月15日までに譲渡しない場合は100万円
ケース3 売り手C社	既に相手・引継ぎ形態がある程度決まっております、事業売却後は、廃業を考えている	経営資源引継ぎを実現させるための支援 (II型実現タイプ)	上記に加え、交付後～1月15日までに廃業費用支払	上記に加え、廃業費用 例: 廃業登記費、原状回復費等	上記に加え、閉鎖事項全部証明書等	650万円 ※1月15日までに廃業しない場合は200万円 ※1月15日までに譲渡しない場合は100万円
ケース4 買い手D社	これからM&Aで譲渡を引き受けたいと思っている	経営資源引継ぎを促すための支援 (I型促進タイプ)	FA・仲介契約を9月中旬(交付後)～1月15日の間に締結	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料	ロングリスト、タッピング実績等 ※実現するまで5年間の報告義務あり	100万円
ケース5 買い手E社	既に相手・引継ぎ形態がある程度決まっております、手続きを進めている	経営資源引継ぎを促すための支援 (I型実現タイプ)	・FA・仲介契約及び譲渡は、9月中旬(交付後)～1月15日までに実行	同上	株式譲渡契約書等	200万円 ※1月15日までに譲渡しない場合は100万円

本資料は、現在弊社が入手し得る資料及び情報に基づいて作成したものです。弊社は、その資料及び情報に関する信憑性、正確さを独自に確認していません。本資料において一定の仮定を用いた試算を行っている場合、その試算結果は仮定に基づいた概算であるため、別途詳細な検討が必要です。本資料は貴社内での参考資料としてのご利用を目的として作成したものであり、他の目的で利用されること、本資料の貴社外でのご利用もしくは第三者への開示がなされることのないようお願い申し上げます。

審査のポイント

①資格要件の審査(全ての交付申請)

主に「補助対象者」及び「補助上限額、補助率」に適合しているかを審査

②書面審査(①資格審査を通過した交付申請)

事務局及び審査委員会が交付申請書類等の提出された書類を基に、下記のポイントを審査
※経営資源の引継ぎを実現させるための支援(実現タイプ)の場合、下記着眼点のうち、案件が具体化していることを重視することとする。

買い手支援型(Ⅰ型)

- **案件が具体化していること**
- 財務内容が健全であること
- 買収の目的・必要性
- 買収による効果・地域経済への影響

売り手支援型(Ⅱ型)

- **案件が具体化していること**
- 譲渡/廃業の目的・必要性
- 譲渡/廃業による効果・地域経済への影響

※加点事由について

- (1) 経営力向上計画の承認を得ており、経営力向上計画の承認通知を交付申請時に提出した場合
- (2) 経営革新計画の承認を得ており、経営革新計画の承認通知を交付申請時に提出した場合
- (3) 地域未来牽引企業の認定を受けており、地域未来牽引企業の認定通知を交付申請時に提出した場合
- (4) 中小企業の会計に関する基本要領を遵守しており、顧問税理士印のあるチェックリストを交付申請時に提出した場合
- (5) 中小企業の会計に関する指針を遵守しており、顧問税理士印のあるチェックリストを交付申請時に提出した場合

※事務局は審査の結果(交付決定されなかった理由等)に関する問い合わせには、一切応じない。

※審査に係る審査料等は徴収しない。

※交付申請書類作成、送付等に係る費用は交付申請者の自己負担となる。

留意点

- ① 補助事業期間中に経営資源引継ぎが実現した場合
交付申請後に経営資源引継ぎを行った場合は経営資源引継ぎ完了後、速やかに所定の届出を事務局に対して行うこと。
- ② 補助事業期間中に経営資源引継ぎが完了しない場合
補助事業期間終了後、速やかに所定の届け出を事務局に対して行うこと。又補助事業期間終了後も5年は事後報告を行うこと。ただし、補助対象経費の対象となる全ての契約が終了した場合又は経営資源の引継ぎが完了した場合は所定の届出を行うことで、以後の事後報告は不要とする。
- ③ 交付申請内容の変更等
交付決定を受けた後、交付申請時の内容を変更する場合は、所定の届出を事務局に対して行い、事前に事務局の承認を受けること。
- ④ 遂行状況調査及び報告
補助事業期間中において、事務局は事業の遂行状況を適宜確認する。事務局が指示する日(以下、「遂行状況報告日」という。)までの遂行状況について、遂行状況報告日から事務局が指定する所定の日までに所定の届出を事務局に対して行うこと。